

インターネット出願手続きにおける留意点

知的財産情報システム委員会
第 1 小委員会*

抄 録 特許庁のインターネット出願の一本化に伴い、各企業は出願関連システム、ソフトウェアの対応の他、新たに電子証明書の取得・管理に関わる対応が必要になりました。そこで本稿では、改めてインターネット出願を利用する上で、利用者が留意すべき内容について、説明します。同じような問題を抱えている企業の問題解決の参考になれば幸いです。

目 次

1. はじめに
2. 電子証明書全般
 2. 1 電子証明書とは？
 2. 2 電子証明書の社内での取り扱い
 2. 3 電子証明書のインターネット出願利用
3. 電子証明書再取得
 3. 1 有効期限の到来
 3. 2 登記内容の変更
 3. 3 再取得時の証明書の出願ソフト登録方法
4. その他の留意事項
 4. 1 USBメモリ利用時注意事項
 4. 2 PCが故障した場合の対応
5. おわりに

の後の安定稼働に向けて、利用者の理解、活用状況を知ることが必要です。そのために、私たちの委員会では、2010年8月に会員企業に向け、次のようなアンケートを実施させていただきました。

- ①インターネット出願を利用していますか？
- ②利用している場合、どのような用途で利用していますか？
- ③利用している場合、トラブル・問題点などありましたか？
- ④電子証明書の管理など全般的に何か困っていることはありますか？

1. はじめに

知的財産情報システム委員会は、特許庁のIT施策に対する意見・要望、および会員企業への情報提供を主な活動としています。2008年から2009年にかけては、「インターネット出願一本化」に関し、様々な形で普及活動を行ってきました。これらの活動により、パソコン出願からのスムーズな移行に貢献することができたと思っています。

また、このような新しい制度については、そ

このアンケートの結果では、多くの会員が抱えている問題を知ることになりましたので、ここに留意点を掲載します。是非ご一読いただき、同じような問題を抱えている企業にとって、問題解決の一助になれば幸いです。

* 2010年度 The First Subcommittee, Intellectual Property Information System Committee

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 電子証明書全般

2.1 電子証明書とは？

従来から利用されてきたISDN回線によるパソコン出願は、2010年3月末にて廃止され、インターネットを利用したインターネット出願へ一本化されました。インターネット出願の場合、ISDN回線を利用する場合とは異なり、どこからでもアクセスできるという利便性がある反面、なりすましや改ざん等を防止するため、セキュリティ上の手立てを講じなければなりません。

それが電子認証と暗号化という技術で、これらを利用する際に必要となるのが電子証明書です。

電子証明書は、コンピュータの世界における社印といえます。法人用には法務局で発行する電子証明書を利用します。取得した電子証明書は、インターネット出願ソフトを使って特許庁へ予め登録しておきます。そして、手続きの際の電子認証に用いることで、特許庁に利用者が本人であることを証明できるようになります。

また、暗号化にも用いられ、万一第三者に電子データを傍受されても、解読や改ざんが出来ない仕組みになっています。

なお、電子証明書は、インターネット出願以外に、電子入札やeTAXなどにも利用することができます。

2.2 電子証明書の社内での取り扱い

電子証明書は実印に相当するものなので、基本的には社印の取り扱いに準じて電子化に対応した社内規程を設けるのが適当です。

電子証明書には、有効期限があること、PINと呼ばれる暗証番号があること、また証明書ストアを作成できることなどのように、実際の実印と異なる点があるので、これらについて考慮すべきです。

具体的には、まず取得と再取得手続きに関する規程が不可欠となるでしょう。登記内容に変更が生じた場合、あるいは定められた電子証明書の有効期限を迎える際には改めて電子証明書を取得する必要があるからです。

次に、PINの扱いについての取り決めです。PINは、物理的なものではなく、いわゆるパスワードなので情報の管理という視点になります。管理者と漏洩した場合の対処方法などを考慮すべきです。

さらに、証明書ストアを作成して運用を行う場合は、管理部門、管理責任者や使用範囲を明確にしておくべきでしょう。また、証明書ストアは可搬媒体に作成することができるため、その扱いについても定めておくことが大切です。

2.3 電子証明書のインターネット出願利用

法人の電子証明書は、電子入札やeTAX等、他の用途にも利用できるため、取得や管理は、法務部門や総務部門といった知財以外の部門が行う場合が多いようです。

ところが、特許の手続きは頻度が多く、実際に電子証明書を使用する知財部門にとっては他部門に管理を任せていると不便さを感じるようになるかもしれません。これを解決するのが、証明書ストアを利用した運用です。

ファイル形式の電子証明書からは、特許専用の証明書ストアを作成できるので、実際の手続きにはこれを使用します。そして、証明書ストアの管理は知財部門が行います。

つまり、オリジナルの電子証明書を使う必要はなくなります。ただし、証明書ストアは可搬媒体にも作成することができるため、持ち出しの防止や利用者の制限など、適切な管理を行わなければなりません。

なお、この証明書ストアは、インターネット出願ソフト以外には利用できません。また、証明書ストアからは、電子証明書を復元すること

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

はできません。

3. 電子証明書再取得

3.1 有効期限の到来

電子証明書は有効期限が切れると使用できなくなりますので、前もって取得手続きをする必要があります。“更新”ではなく“追加”（再取得）となります。古い電子証明書の有効期間が残っている場合、あまりに早く再取得手続きをすると古い電子証明書と新しい電子証明書の重複期間が発生し、非効率となります。また、電子証明書を他部門（法務等）で管理している場合は、事前調整、他部門の手続期間を考慮しておく必要があります。

また、法人用の場合、登記内容(会社の所在地、代表者名等)が変更されると、有効期限に拘わらず電子証明書の効力が失われますので、注意が必要です。

3.2 登記内容の変更

会社の登記内容の変更に伴い、法人用の電子証明書を再取得する場合、登記所の変更登記の手続きが完了(=旧証明書が失効)しなければ、再取得の申請ができないため、新旧どちらの電子証明書も利用できない期間(いわゆる空白期間)が発生します。(図1参照)

そこで、対応手続きを行うことができないり

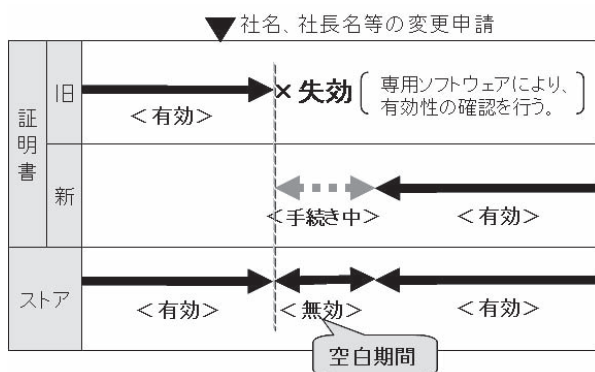


図1 空白期間

スクを低減するため、この空白期間を短くする工夫が必要になります。

社名、社長名変更等、変更登記の申請が登記所で受け付けられた段階においては、引き続き電子証明書は「有効」なものとして扱われ、対応手続きを行うことができます。

しかしながら、変更登記が完了すると、電子証明書は「無効」となり、対応手続きを行うことができなくなります。ここから空白期間が発生します。

電子証明書の再取得手続きは、変更登記の手続きが完了すると可能になりますので、速やかに電子認証登記所に電子証明書の発行申請を行います。

一般的に、申請→受理→発行までの一連の処理は当日中に行うことが可能ですので、最短で空白期間は1日以下となります。

ここで問題となるのは、変更登記がいつ完了するのかを把握するのが難しいということです。

その把握するための手段としては、

- ① 電子証明書を取得したときに使用したソフトウェアを利用して、電子証明書の有効性を毎日チェックする。
- ② 変更登記をオンライン申請で行った場合はメールによる変更登記完了通知を待つ。

等の手段がありますが、通常、法人登記やそれに関わる電子証明書は、会社の他部門（法務等）などで管理されていることが多く、知財部門では把握しにくいことから他部門の担当者の協力や連携が必要となります。

知財部門の担当者が直接確認する方法としては、電子証明書が「無効」になったかどうか、対応手続きをインターネット出願ソフトで毎日行ってみるといった手段があります。

もしも、対応手続きを行う案件がない場合は、インターネット出願ソフトにおいて、オンラインメニューの「続行」機能や、補助タブの「オンライン予納照会」機能を実行することで「無

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

効」かどうか確認することができます。

証明書タブに表示されている申請人の証明書が利用可となっているからといって、「有効」であるとは限りませんので注意が必要です。

いずれにしても、登記内容の変更が発生しそのような場合、電子証明書を管理する部門の担当者と事前に打ち合わせを行い、電子証明書の再取得手続きをどのような手順で行えばよいかを確認しておくことが肝要です。

なお、会社の代表者が複数存在する場合は、現在使用中の電子証明書が「有効」である期間内に、他の代表者名で別途電子証明書を取得しておけば、上記空白期間を無くすこともできます。

3. 3 再取得時の証明書の出願ソフト登録方法

インターネット出願ソフトを起動し、証明書タブを開きます。メニューの下に証明書の追加のアイコンが現れますのでこれをクリックします。以降は、メニューに従って登録します。証明書の追加は登録済みの申請人IDでログインします。Guestでのログインでは追加できません。

なお、証明書によっては、外部記憶装置から直接登録できないことがあります。この場合は、PCのローカルディスクに一時的に証明書を移すと、登録できることがあります。

4. その他の留意事項

4. 1 USBメモリ利用時注意事項

証明書ストアをUSBメモリに格納して使用する場合、以下の3つの点に注意してください。

(1) セキュリティ

USBメモリに格納した証明書ストアは、会社の印鑑証明書と同じです。出願端末に証明書ストアが格納されたUSBメモリを差しっぱなし

にして置くのは避けたいものです。小さいので紛失も起き易く、盗難についても十分注意が必要です。証明書ストアが格納されたUSBメモリにも会社の印鑑証明書と同様の取り扱いルールが必要です。

(2) 外付けドライブの変更が起こる場合がある

USBメモリを差し込むと他のデバイスとの関係で、通常表示されるドライブと違うドライブが表示されることがあります。外付けドライブの指定が変わることで困るのは、インターネット出願ソフトの中で、証明書ストアの格納されている場所を予め指定しているからです。外付けドライブの表示が変更された場合、以下の方法で、ドライブを指定し直すことで解決します。(図2, 3参照)

- ① インターネット出願ソフトを立ち上げる。
- ② 「識別番号リストメンテナンス」というボタン(パスワードを入力する最初の画面の右下)を押す。
- ③ ストア変更タブを選択する。
- ④ 参照ボタンで格納されている場所を変更する。
- ⑤ ストア変更ボタンを押す。

しかし、度々このような変更を行うことは煩わしいですから、外付けドライブが変更されな

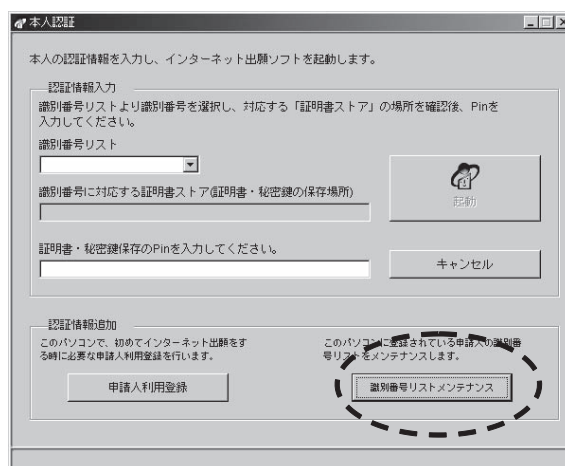


図2 インターネット出願ソフトの本人認証画面

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

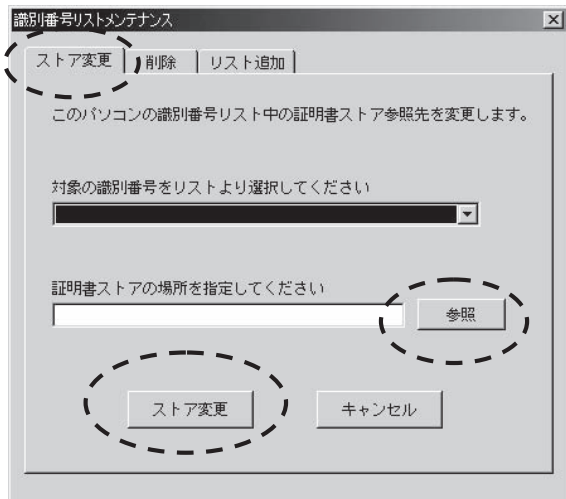


図3 インターネット出願ソフトの
識別番号リストメンテナンス画面

いよう、他のデバイスや証明書ストアが格納されたUSBメモリの差込み位置を決めて置いたり、ドライブの変更が起きないように手順を周知徹底しておくことも大切です。

(3) USBメモリの寿命

USBメモリはハードディスクと比べると書き込みや消去回数の寿命がかなり短い媒体です。また、書き込みや消去を頻繁に行わなくとも経年劣化ということが起こります。フラッシュメモリに蓄えられた電子が少しずつ放出されてしまい、一定量の電子が抜けてしまうと最後にはデータを読み取れなくなるのです。USBメモリの耐用年数は5年から10年と言われていいますので、新しく証明書ストアを格納する度に、信頼できるメーカーの新品を使用の方が安全です。

USBメモリの寿命を縮める原因のうち、最も多いのはコネクタ部分の破損です。他にも、USBメモリを落とした衝撃で中の部品が壊れることもあります。丁寧に扱うよう注意してください。

4. 2 PCが故障した場合の対応

もっとも効果的と考えるのは、予備のインターネット出願用PCをもう1台準備していることと考えます。

しかしながら、インターネット出願用PCの運用については、各利用者によりその対応がまちまちであり、予備のPCを用意することが不可能な場合も多いのではと考えます。

インターネット出願用PCを1台で運用し、そのPCが故障した場合は、復旧までにある程度の時間が必要になると考えます。従いまして、その期間の対応策を考慮しておくべきと考えます。

特に代替PCをすぐに用意出来ない場合等で、復旧までの期間が長期になると考えられる場合は、もしもの場合に備えて、対応策を検討しておくべきでしょう。具体的にその対応策として考えられるのは

- ① 特許事務所に依頼する。
- ② 紙での申請をする。

等が考えられますが、いずれの場合にもコストや手続き完了までの期間が余計に必要なになるので、その点も考慮しておくべきと考えます。

なお、出来る限り早急に復旧するためには、代替PCの用意以外で

- ① ネットワーク設定などインターネット出願PCに必要な設定の確認
- ② 必要なソフトウェアなどの確認
- ③ 電子証明書の確認
- ④ インターネット出願ソフト

(以前ダウンロード請求したファイルが手元
にない場合は再度申請の必要有)
を事前に確認しておくとい良いでしょう。

PCの故障ではなく、電気通信回線の故障、送信ファイルが200MBを超えた場合、特許庁のサーバ設備の故障などで、インターネット出願ができない場合は、事前に「独立行政法人

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

工業所有権情報・研修館 情報提供部 電子出願担当」に承諾を得ることで、インターネット出願ソフトの“緊急避難用入出力”機能を用いて送信ファイルをCD-R等に出力し、特許庁へ提出することが出来ます。

なお、緊急避難手続が認められた場合には電子化手数料は不要となります。

5. おわりに

本稿の執筆に際し会員企業とそこご担当の方に、アンケートにご協力頂きました。

アンケートの回答のうち、最も多くの企業が問題として上げた、電子証明書の取り扱いを中心とした本稿が、実務者の方の一助になれば幸いです。

なお、本稿は、知的財産情報システム委員会第1小委員会、太田博之（委員長：東芝）、

糟谷一（小委員長：キヤノン）、中西美帆子（小委員長補佐：小松製作所）、委員：小笠原良枝（日本アイ・ビー・エム）、西山宏之（シャープ）、三田恭裕（セイコーエプソン）、森貴之（富士通）、山田英弘（明電舎）が作成しました。

本稿は、インターネット出願ソフトVer. [i1.72] を基に作成しました。

参考文献

（参照日：いずれも2010.12.09）

①特許庁、電子出願ソフトサポートサイト

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/inet/index.html>

②工業所有権情報・研修館サイト

<http://www.inpit.go.jp/pcinfo/index.html>

③電子証明書とは？

<http://www.inpit.go.jp/pcinfo/preparation/purchase/index.html>

（原稿受領日 2011年11月12日）

